

概要版

第5次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン

(令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)

“ひと” と “ひと”

市民一人ひとりが人権を尊重しあい

共に生きるさいたま市の実現

令和6年3月



計画の目的

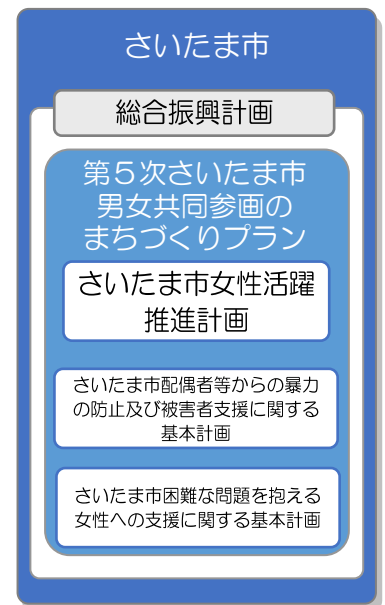
第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（以下「第5次プラン」といいます）は、第4次プランの計画期間（令和元年度～5年度）が終了したことを受けて、引き続き、さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

計画の位置付け・ポイント

さいたま市総合振興計画の分野別計画であり、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく基本計画です。また、以下の法律に基づく基本計画を包含します。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（第6条第2項）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（第2条の3第3項）
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（第8条第3項）

SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17の目標の1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。



基本理念

さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が性自認や性的指向にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していくという視点から、第4次プランまでの基本理念における「女（ひと）と男（ひと）」の表記をひらがな表記とし、次のとおりの基本理念とします。

**“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現**

計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の急激な変化など、第5次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

第5次プランの重点事項

第5次プランでは、これまでの取組及び国、埼玉県の基本計画並びに社会情勢の変化等を踏まえた上で、次の6項目について、重点的に取り組めます。

1

男性にとっての男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識は、女性よりも男性で強い傾向があることや、社会の様々な分野で指導的地位に男性が多い点からも、固定的性別役割分担意識の解消や、社会的慣行等の見直し、具体的な行動変容につなげるためには、男性に向けた意識啓発を強化する必要があるため、重点事項に位置付けます。

2

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校や家庭等での教育は、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基盤を形成するものであるため、重点事項に位置付けます。

3

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・決定方針過程への女性の参画の拡大は、男女が互いに対等な立場で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のために重要であるため、重点事項に位置付けます。

4

女性の経済的自立に向けた取組の推進

半数以上の女性が非正規雇用で働いており、不安定な雇用状況や給与等の処遇面の格差等は貧困の一因になっていることから、女性の経済的自立に向けた取組の推進の強化のため、重点事項に位置付けます。

5

DV被害者の安全確保と支援体制の充実

DVは、一般的に家庭内において行われるケースが多いことから、潜在化しやすいという特性があること、障害者、高齢者、外国籍など多様な被害者がいることから、被害者の早期発見と関係機関の連携体制の強化が必要となるため、重点事項に位置付けます。

6

DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

DVと児童虐待は重複して発生していることが多いことから、DV被害者のみならず、子どもの適切な保護のためにも、他の関係機関等も含む相互の連携協力の強化が必要となるため、重点事項に位置付けます。

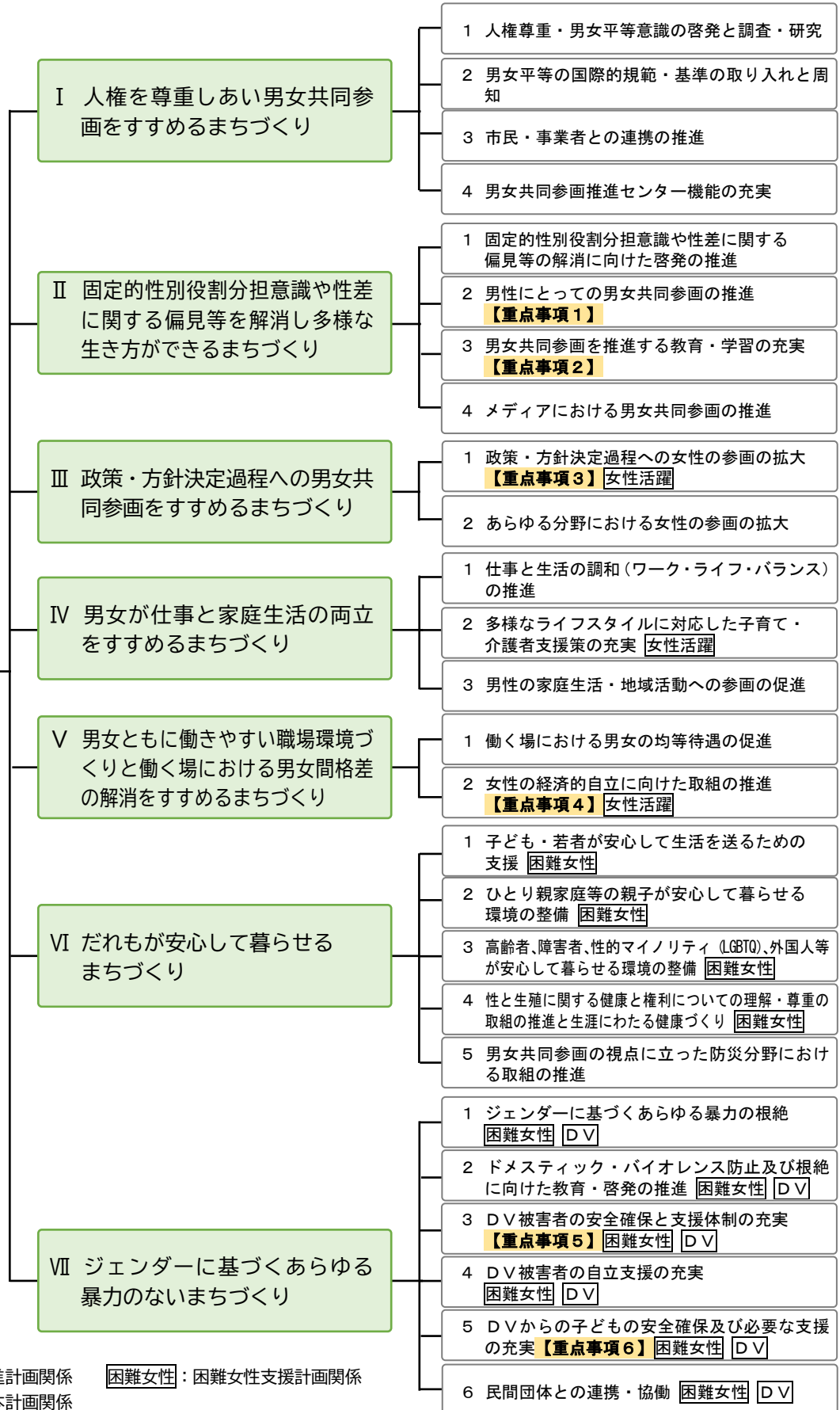
計画の体系

基本理念

目 標

施策の方向

「ひと」と「ひと」市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現



女性活躍：女性活躍推進計画関係
DV：DV防止基本計画関係

困難女性：困難女性支援計画関係

計画の内容

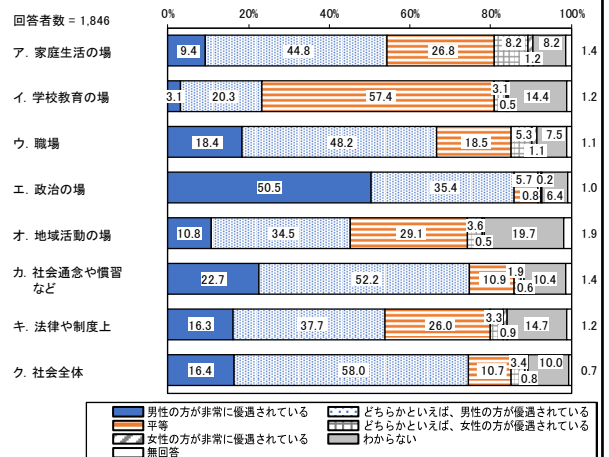
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会の実現のため、男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

施策の方向

- 1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
- 2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
- 3 市民・事業者との連携の推進
- 4 男女共同参画推進センター機能の充実

■ 各分野における男女の地位の平等感（さいたま市）



【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年1月）

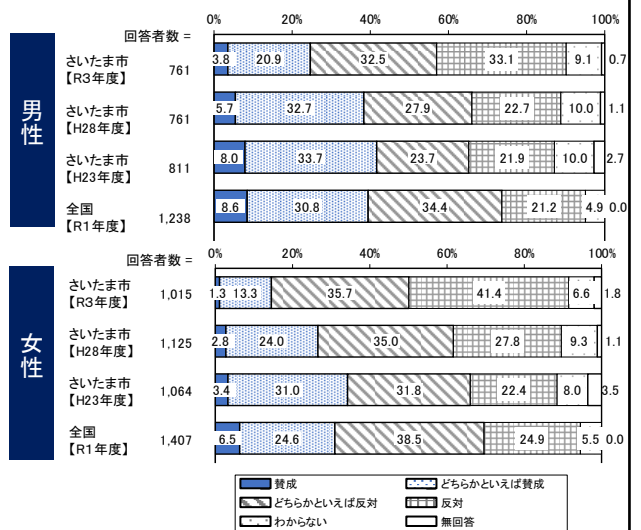
目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識が醸成され、性差に関する偏見等が解消される社会を築くため、学校教育や家庭教育、生涯学習において、幅広い市民を対象に男女平等について学ぶ教育を進めます。メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物等の情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

施策の方向

- 1 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発の推進
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進 **重点事項1**
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 **重点事項2**
- 4 メディアにおける男女共同参画の推進

■ 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識



※全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）
【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年1月）

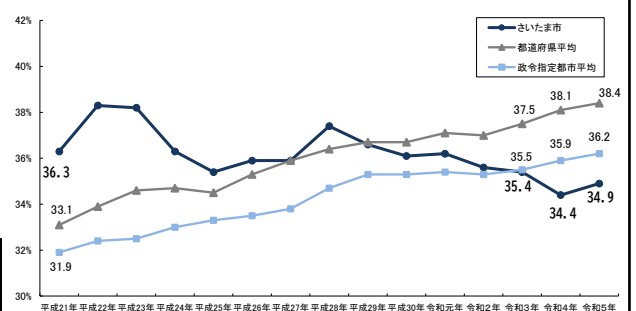
目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

市の施策や、学校教育等の方針決定過程に、多様な意見が公平・公正に反映されるよう、女性職員の管理職登用や審議会等への女性の登用を推進するとともに、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、人材育成や事業者等による取組の促進を行います。

施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点事項3**
- 2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

■ 審議会等における女性委員割合の推移



【資料】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

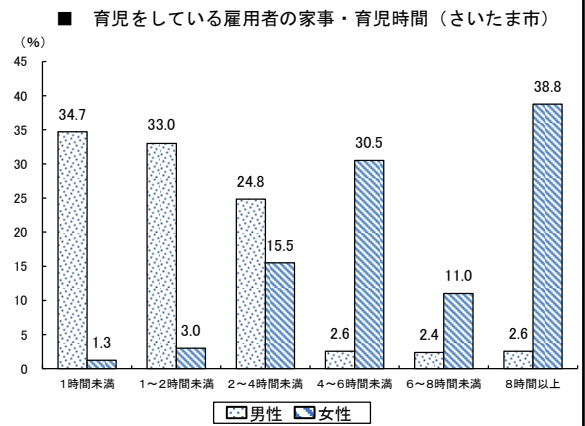
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

長時間労働を前提とした従来の男性中心型の働き方を見直し、男女ともあらゆる世代の人がワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指します。

また、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や子育て支援・介護サービスの充実に努めます。さらに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

施策の方向

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実
- 3 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進



【資料】総務省「令和4年就業構造基本調査」

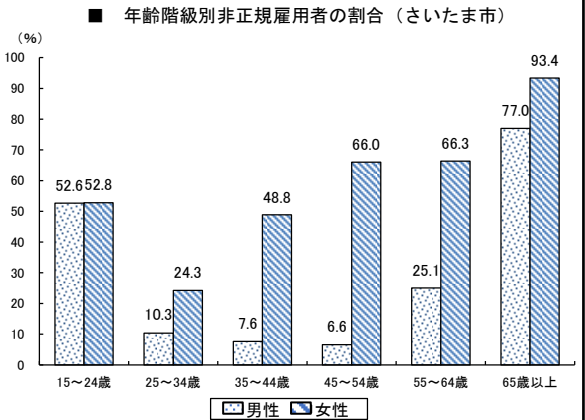
目標Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

働く場における男女の均等待遇の確保のための企業等の取組の促進とともに、能力開発の十分な機会の提供による女性のキャリア形成支援や、子育てや介護等を理由に離職した人への再就職支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりと男女間格差の解消に向けた取組を進めます。

施策の方向

- 1 働く場における男女の均等待遇の促進
- 2 女性の経済的自立に向けた取組の推進

重点事項4



【資料】総務省「令和4年就業構造基本調査」

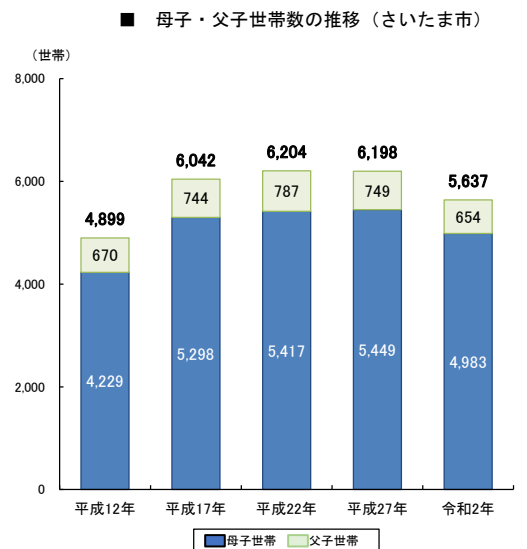
目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

人々が抱える生活上の様々な困難の解決を図るため、困難の特性を十分に把握して、人権尊重の観点からの配慮、多様性を認め合う社会づくりに向けた理解を促進するとともに、多様なニーズに対応したきめ細かい生活支援や社会参画の促進につなげます。

男女が互いに性差に応じた理解を深め、性差に応じた健康を支援するための取組を行います。また、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を進めます。

施策の方向

- 1 子ども・若者が安心して生活を送るための支援
- 2 ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備
- 3 高齢者、障害者、性的マイノリティ（LGBTQ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 4 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり
- 5 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進



【資料】国勢調査

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

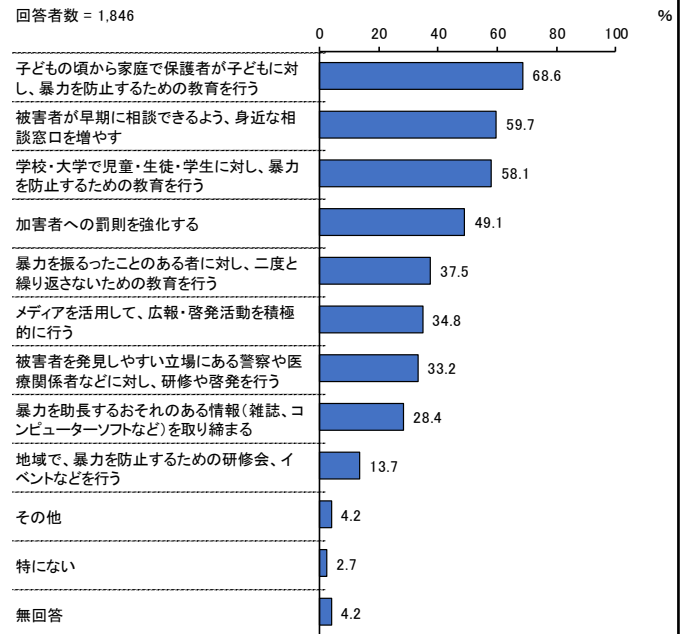
DV被害者の早期発見のためにも、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、保健センター、警察、民間団体等の関係機関がさらに連携を強化し、相談、保護から自立に至る切れ目のない支援を行います。あわせて、暴力を容認しない社会環境の整備、若年層を対象とする予防啓発、教育・学習の充実にも積極的に取り組みます。

性犯罪の根絶と二次的被害の防止に向けて、被害者に寄り添った形で支援を充実させます。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった各種ハラスメントについても、取組の強化を図ります。

施策の方向	
1	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
2	ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
3	DV被害者の安全確保と支援体制の充実 重点事項5
4	DV被害者の自立支援の充実
5	DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 重点事項6
6	民間団体との連携・協働

■ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと（さいたま市）

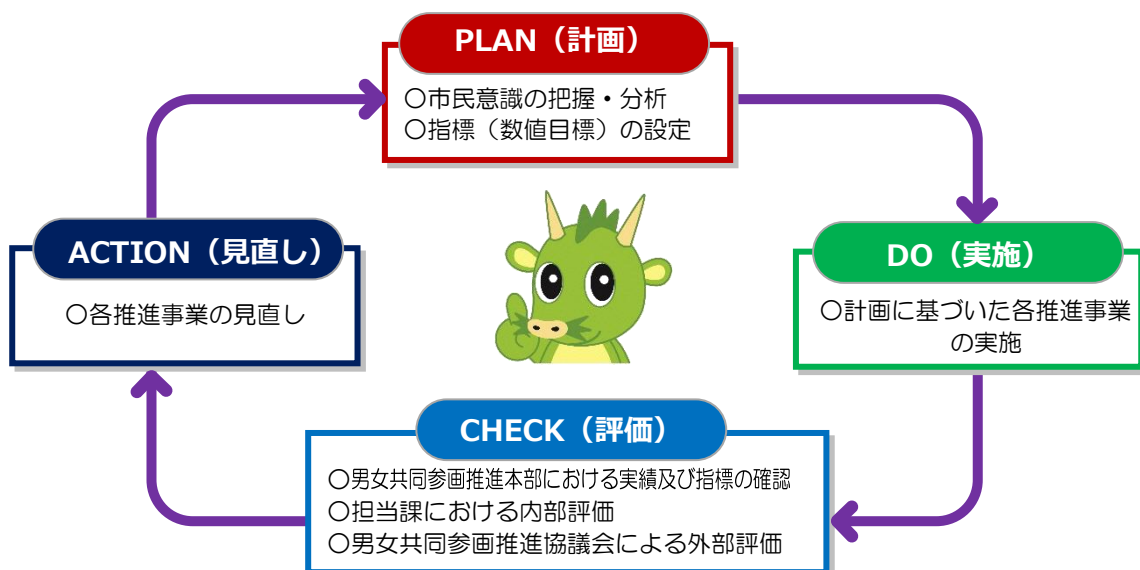


【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年1月）

計画の推進と進行管理

市、市民、事業者の役割分担と連携・協働に基づき、「さいたま市男女共同参画推進本部」「さいたま市男女共同参画推進協議会」「事業・数値目標の見直し」「年次報告書の作成と公表」の4つの点に留意しながら、計画の着実な推進を図ります。

計画の実効性を高めるため、計画期間中は施策・事業について、庁内関係部局において定期的に進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて取組を適宜改善などしていくPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



計画の主な数値目標

第5次プランの基本理念「“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」の実現に向けて、各目標に数値目標を設定します。主な数値目標は次のとおりです。

目標	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
I	地域活動における男女共同参画の啓発【事業 13】	啓発活動実施回数	7回 (令和4年度)	6回以上/年度を維持 (令和10年度)
	男女共同参画推進団体の活動への支援【事業 20】	実施団体の数	5団体 (令和4年度)	5団体以上を維持 (令和10年度)
II	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進【事業 29】	パパサンデーの実施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)
	保育士・幼稚園教諭等体験の推進【事業 30】	1日保育士・幼稚園教諭等体験の実施設数	88施設 (令和4年度)	98施設 (令和10年度)
III	審議会等委員への女性の登用促進【事業 41】	審議会等における女性委員の割合	34.9% (令和4年度)	42% (令和10年度)
	審議会等委員への女性の登用促進【事業 41】	女性のいない審議会等の数	3件 (令和4年度)	0件 (令和10年度)
	女性職員の管理職への登用促進【事業 43】	管理職女性登用率	22.3% (令和5年4月1日)	27.0% (令和8年4月1日)
IV	テレワークの推進【事業 61】	テレワーク環境整備支援件数	10件 (令和4年度)	20件 (令和6、7年度の累計)
	認可保育所等の拡充【事業 78】	保育所等利用待機児童数	0人 (令和4年度)	0人を維持 (令和10年度)
	放課後児童健全育成事業【事業 80】	放課後児童クラブ等待機児童数	333人 (令和5年4月1日)	150人 (令和7年度)
V	ワークステーションさいたまにおける就労支援【事業 101】	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度の累計)
	創業・副業支援事業【事業 102】	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度の累計)
VI	ヤングケアラー訪問支援事業【事業 71】	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)
	障害者の就職相談の充実【事業 148】	障害者総合支援センター登録者の就労増員数	74人 (令和4年度)	94人 (令和7年度)
	性的マイノリティ(LGBTQ)への支援【事業 150】	庁内外での制度の周知回数	実績なし (令和4年度)	35回 (令和6~10年度の累計)
	乳がん・子宮がん検診等の実施【事業 166】	乳がん検診、子宮がん検診の受診率(国民生活基礎調査による推計値)	乳がん検診 47.3% 子宮がん検診 40.7% (令和4年)	乳がん検診 60% 子宮がん検診 60% (令和10年)
VII	各種人権教育研修会の実施【事業 183】	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン【概要版】

令和6(2024)年度~令和10(2028)年度

発行：令和6年3月

企画・編集：さいたま市 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
男女共同参画推進センター

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-18

シーノ大宮センタープラザ 3階

電話：048-643-5816

FAX：048-643-5801